

衆議院

内閣委員会 議録 第二十三号

昭和二十九年四月十日(土曜日)

午後二時二十七分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 大村 清一君

理事 平井 義一君 理事 高瀬 傳君

理事 下川 儀太郎君 理事 鈴木 義男君

大久保 武雄君 永田 良吉君

長野 長廣君 船田 中君

八木 一郎君 山崎 巖君

栗山 博君 飛鳥田 一雄君

田中 稔男君 中村 高一君

出席國務大臣 緒方 竹虎君

出席府政委員 保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村 健太郎君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

委員外の出席者 専門員 亀井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

本日開議に付した事件

公述人の選定に関する件

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

本日開議に入ります前に、公述人

選定の件についてお諮りいたします。

来る十三日、十四日の公議会に出席す

る公述人として、斎藤忠君、

野村吉三郎君、田畑忍君、小林まり子

君、佐瀬市太郎君及び一般公衆中より
反対一名を公述人として決定いたした
いと存じますが、御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○稲村委員長 御異議なければさよう
決定いたします。なお公述人に多少異
動がありました場合には委員長に御一
任願います。

○稲村委員長 それではこれより昨日
に引続きまして防衛庁設置法案、自衛
隊法案の両案を一括議題とし、質疑
を続行いたします。高瀬傳君。

○高瀬委員 実は私はこの法案につい
て、当然審議に入る前に吉田総理ある
いは代理の緒方副総理が進んで委員
会に出席いたしまして、その政府の意
のあるところを述べ、われわれの質疑
に答えるのが当然の義務であると考え
ておりましたが、本日まで審議を続行
すること十数回に及びましたが、いま
だ吉田総理も出席せず、今回緒方副総
理の出席を求めましたところ、二時間
余もわれわれが待ちましたたいだいま出
席を見たとやうなのは、はなはだ遺憾で
あります。私はちよつと緒方副総理に
伺いたいのでありますが、非常に御多
忙だということを伺っておりますが、
どういふ点が御多忙なのか、御答弁願
いたい。

○緒方國務大臣 いろ／＼多忙でござ
います。

○高瀬委員 そのい／＼の内容はど
んなものでございいますか。

○緒方國務大臣 國務院に關すること

ございいますから、それはいろ／＼ござ
います。

○高瀬委員 それではいゝゆる港開
くるところの新築結成とか保守合同と
か、そういう問題に關連がございま
せん。

○緒方國務大臣 直接關連はございま
せん。

○高瀬委員 それではわれ／＼が出席
を要求したならば、御出席に相なるの
が院内におられる以上、これは当然國
務大臣の責務だと思ふ。しかるに先ほ
どここにおられる内閣委員の江藤君が
あなたのところへ迎えに行かれ、また
大久保君も行かれた、ところがドアが
締つていて中に入れない。そういうよ
うな官僚的な状態で本院においでにな
つておるといふことは、われ／＼意外
とするとございいます。それは
事実でございいますか。

○緒方國務大臣 江藤君とは、私は直
接お会いしてお話をしました。今二時
間待つたというお話がありますが、私
は実はきのうは、この委員会と參議院
の決算委員会と両方から要求がありま
して、參議院の決算委員会の方は議長
の名前で、数日前から要求がありまし
たので、そつちの方に出て、とう／＼
四時間半ばかりその委員会におつて、
散会したのが四時半か五時半で、こつ
ちにはまわる機会がなかつたのでありま
す。きょうは私が家を出たのは屋ご
です。そのころ私の秘書から聞いただ
けで、特に私がこの委員会を避けて出
なかつたわけでもありませんし、どう

いう審議をやつておるといふこと
を――防衛庁法の審議は知つておりま
すけれども、どの程度に進んでいると
いうことは私承知いたさないのであり
ます。私が特別になまけて出なかつた
わけではございませんから御了承願
いたいと思ひます。

○高瀬委員 審議の状態も知らない
し、何が何だかわからぬで、一体こ
ういふふうな重大な防衛庁設置法案で
あるとか、自衛隊法案などいふもの
内閣委員会に付議して通そうと思つて
おられるのかどうか。非常に私は政府
の意のあるところを疑うわけであり
ます。吉田総理大臣はよく國會を無視し
て、東京におつても出ない場合があ
る。副総理もそうだとおつたことにな
る。副総理も吉田首相と同じ考
えを持つておられるといふことになる
ので、われ／＼としてその点まことに
遺憾とするところなんです。實際今
まで野黨の質問に對しまして、全然
政府は積極的にこの自衛隊設置法案
について説明しようとする意思も持つてお
られない。木村長官も出て来ていない。
それでは一体こんな重大な日本の國運
を左右するやうな問題を審議するわけ
にわれ／＼行かないのであります。今
後必ずこの審議には總理か副總理が出
るといふお約束をしていただけませ
うか。約束をしなかつたわけ／＼は要
求いたしますけれども、これは非常に
問題だと思ふ。副總理のそれに対する
御見解を伺つてから質問したいと思
ひます。

○緒方國務大臣 兩院の議運のおきめ
に従つて要求があればもちろんいつで
も出ます。ただ參議院の方にも議事
が行われておりますので、その間どつち
に先に出るべきかといふことについて
決定いたしかねるときがあるものであ
ります。先ほども申しましたように、昨
日は參議院の決算委員会がもう討論採
決に入ることになつておつて、最後の
締めくくりにぜひ總理の代理として出
るといふことであつたので、そ
うした場合に御要求に應じかねること
もあることは御了承願ひます。

○高瀬委員 それではそういう趣旨に
従つて、進んでこの法案の質疑答
に當り、政府の趣旨を宣明されんことを
希望いたしまして、質疑に入りたく
と思ひます。

大体私の考へておるところは、この
防衛庁設置法案であるとか、自衛隊設
置法案、こつちが非常に重大な法案が
非常に遅れて提出され、しかも予算審
議に間に合はなかつた、これは非常に
問題であらうと思ふ。その点副總理は
一体どういふふうにお考えになつてお
りますか。

○緒方國務大臣 できるだけ早く、予
算審議に間に合うやうに出すつもりで
ありました。が、い／＼政府内部にお
いて案の協議に際して時間をとりまし
て、遅れたことははなはだ遺憾に存じ
ております。

○高瀬委員 それでは副總理に伺いま
すが、自由黨と改進黨と日本自由黨と
三黨の防衛折衝があつたといふことは

御存じでありますか。

○蔵方國務大臣 知っております。

○高瀬委員 それでは保安庁の方に伺いますが、この三党折衝に政府側からだれか出席いたしましたか。

○前田政府委員 お答えいたします。

この三党折衝に對しましてわれ／＼政
府側の方は参加いたしません。

○高瀬委員 それではこの法案作成に

あたつて、三党折衝の内容を、この法案の中でどういふふうに取扱つたか、これを伺つておきたい。

○前田政府委員 三党折衝で、大体きまりました。要綱を尊重して作成した次第であります。

○高瀬委員 尊重したというところの程度に尊重いたしましたか、まるのみであるか、三分の一であるか、半分であるか、

るか、そういう点をちよつと伺いた
い。

○前田政務委員 要綱の大綱はほとんどこれを尊重いたしております。

○高瀬委員 それではこれは全部尊重

してでき上つたということでありませ
か。
○前田政府委員　今お答えいたしまし

た通り要綱の大綱でありまして、こまかい字句、あるいはその他の点についてはおきめにならなかつた点も幾分あ

を取上げたということもわかりました。そこで緒方副総理に伺いますが、これはどういうわけで三党提案としな
いで、政府提案としたのか、その理由
をちよつと伺いたい。

○蔵方国務大臣　これは政府が三党折衝の結果を尊重いたしましたして、政府の責任において提案いたしましたから政

府提出となつております。

○高瀬委員 それでは副総理に伺います。初めから政府提案とするなら

ば、大体原案を一応本委員会に提出しておいて、その審議の途上において、意見が相違した場合に初めて各党の折

衝を開始すべきであつたと思ふのです。こういう点について、一体副総理

折衝などという下らぬものをおやりになつたのか。

○緒方匡發大臣 三党折衝は政府がやつたのではありません。

○高瀬委員 しかし少くともその要綱

の大要を採用したということについては政府は全然責任がないとはいえないと私は思うが、いかがですか。

一体自衛隊と平和との関係についてでありますが、よく社会党の諸君のごときは、原爆が發明され、あるいは原子兵器が非常に發達した現在のような段階で、軍備などはいらぬというような

説をなす方もありますが、これを政府はどういうふうに考えておりますか。これはいろいろな点で、これから質問

をして行く上において、改進黨の立場からこれを再確認しておきたい。

○緒方國務大臣 今日の世界の現実に

おきましては国に防衛力というものはなくてはならないというふうに考えております。国が独立しました以上、こ

れについて固有の自衛権というものがあるわけであります。国力の許す限り、国民生活とてらめ合せて、そ

の自衛権の裏づけをする、その意味の自衛力を持つということとは当然である。

とでありまして、今日日本の国力が十分でないから、そういう外国軍の駐留を認めておきまするけれども、日本が独立国であるということに違ひはないのであります。

○高瀬委員　それでは緒方副総理の御答弁によりますと、完全なる独立国になるためには、一刻も早く自衛の軍隊を整備して、英國の軍隊の撤退を促す

を整備して、米国の軍閥の推進を妨げるべきである、かように考えておられますか。

○緒方國務大臣　できるだけ国力とに
らみ合せましてそういう段階に参りな
いと考えております。

○高瀬委員 それではもしそうであるならば、一部の人々の主張するよう

ば米國軍隊はいつまでも撤退することはできない、従つて日本の眞の獨立を

に政府も考えておられますか。

○緒方国務大臣　それには国力の問題

いて遂に自衛力を増強して行く、その過程にあるのでございます。

○高瀬委員　それでは次に別の自衛権というものについて伺いたい。これはすこぶる常識的な問題でありますか。

は、本質上、当然自分の国を守るとい

を行使するために戦力を持ち軍備を持つことは独立国として当然の権利で

あると考えますが、いかがでございませうか。

○緒方国務大臣　自衛権というものは

国が独立してその領土を持ち、人民を
持つてゐる以上、ちようど個人の自己
防衛と同じように、おのずから生ずる

固有のものであると思います。

○高瀬委員　それでは現行憲法の前文の世界平和の理想あるいは第九条の景

所見を伺いたい。

○緒方國務大臣 憲法を正式解釈しまして、自衛の行為は禁じていないと思ひますけれども、いわゆる軍備を持つことは第九條二項によつて禁じておる。

○高瀬委員 政府の言われる軍備というものは、その解釈はそれでわかりました。それでは話をかえまして、軍備と警察の区別について私は伺いたい。木村長官は軍隊の定義についていろいろの説明をされておられます。いろいろ言ひ方は違ひます。しかしながらたゞたゞこれは各委員によつて言われたこととありますが、外敵と戦う力は軍隊である。国内の治安の維持に當るものは警察である。これもだれも異論はないと思ひます。従つてこの軍隊と警察の区別について一併緒方副総理はどういうふうに考へておられますか。

○緒方國務大臣 大体同じだと思ひます。主として外国の侵略に備へるものが軍備であり、主として国内の治安と平和に任ずるものが警察である。

○高瀬委員 そうすると外敵と戦う力は軍隊であるということについては御異議はないわけでありませう。

○緒方國務大臣 外敵と戦うものが軍隊という意味がはつきりしてませんが、侵略された場合にそれを防ぐ、それは防衛であります。それから主としてそうすべき備へるものは軍備でありまして、日本の場合は特殊の形であります。戦力に至らざる防衛力でありませう。

○高瀬委員 そういたしますと、たゞ木村長官とも話しておりますが、一体今度できる自衛隊といふものは軍隊であるかどうかといふこと

に對して、男であるか女であるかわからぬ。そのとき自由黨の平井委員の質問に對しては、自衛隊は男でござると言つた。この間軍隊的であるとも言つた。そこで私は非常に疑問に思ふ。男でも女でもないけれどもやや男味が勝つてゐるというようなものが一体、たとえば人間に例をとつて見ましてそんなものがあつたらうか。いかがですか。

○緒方國務大臣 保安隊、自衛隊といふ特殊なものがある。

○高瀬委員 特殊なものがあるといふことで、今度は次に質問に移りますが、それによつて自衛隊の性格について私には伺つてみたい。今度できる自衛隊といふものは、この第三條で直接及び間接侵略に對してわが國土を防衛することと主たる任務に就くといふこととあります。ですからこれは無條件に軍隊たる性格を持つてゐると思ひます。従來の警察の任務を主とした保安隊とはまったくその性格を異にしたに至つたと思ふのですが、これについて緒方副総理の所見はいかがですか。

○緒方國務大臣 政府としては戦力を持たないものは軍備でないと思ひます。

○高瀬委員 いわゆる特殊なものだといふわけでございますね。

○増原政府委員 お答えいたします。交戦権といふのは政府の解釈では交戦國としての權利、こういう意味に解釈してゐるわけでありませう。

○高瀬委員 交戦國の權利といふことは交戦することを含まれているわけですね。それからもう一つ、交戦した場合には、國際法に從つて捕虜の待遇を受ける、あるいは赤十字社の救護を受ける、こういう二つの意味を持つてゐるわけでありませう。それを伺つておきたい。

○増原政府委員 交戦権といふものについて政府の考へ方はいさゝか異なつてゐる。交戦権といふ意味ではありませうが、交戦者として戦時國際法上持つ權利といふふうには政府は解釈をいたしておる次第であります。

○高瀬委員 それは國際法上交戦者としてのいさゝかの特典を受ける權利、これもそれによつていさゝかあります。それは伺ひますが、憲法第九條によつて自衛のための交戦権はあるといふことを政府は認めておられるわけでありませう、それはいかがですか。

○増原政府委員 自衛のための交戦権といふふうには政府の方で申したことはなからぬ。記憶をいたしますが、外部から不当な武力攻撃があつた場合に自衛のためにこれに對する措置をとるといふ權利がある。すなわち自衛権があるといふふうには申しておるのであります。

○高瀬委員 これはやはり憲法九條によつて自衛のための交戦権はある、侵略を受けた場合に戦う力、いわゆる交戦権、そういうものはあると解しなれば、いわゆる直接侵略を受けた場合に鉄砲を持つことができない、大砲をぶつばなすこともできない。非常に變なものになります。それはどうなのですか。

○増原政府委員 高瀬委員の仰せになります。交戦権は、どうもいさゝか戦う權利といふふうには御解釈になつてゐるわけでありまして、交戦者として持つ國際法上の權利といふふうには政府は解釈をいたしておるのであります。不当侵略がありまして場合にいさゝか戦いますのは、自衛権の發動といふ意味であります。

○高瀬委員 そういたしますと今のこの自衛隊といふものは、たとえば直接侵略があつて、戦争が望まざるのに起きた、交戦状態になつた、そうすると捕虜になつても、虐殺されても、何されても日本は一言もない。そういう前提のもとに立つて、このいさゝか自衛隊をつくらうといふことになりませう、それでよろしいのですか。

○増原政府委員 俘虜に關しましては、通常今まではいさゝか交戦者の權利といふことで包括されて考へておりましたが、俘虜に關するジュネーヴ條約によつて、これはいさゝか戦争の場合のみでなく、相當の武力闘争といひますが、そういうものがあつた場合に、ある場合のいさゝか事態に當てはめるようになつておりました。これは相當の組織的武力抗争のあつた場合には適用されますので、わが國で現在の憲法下においても自衛権を發動した場合には俘虜條約は適用があり、俘虜として待遇を受けるものと考へます。

○高瀬委員 それではやはり國際法上非常におかしな話で、いさゝか交戦権があつて初めて國際法によつて捕虜の待遇を受ける、あるいは赤十字條約の

待遇を受けるのであつて、それが全然ないところに重大な國際法の適用なにか受けない。だからどうも虐殺されようが、どうされようが、日本は一言もない、そういう危険なわけはない。自衛隊をつくらうといふこととわれわれは解釈するとはかたがたです。今のこれは非常におかしな話だ。これは國際法上の通念からいつてもんでお話しならぬ。交戦軍であつて、こういう無責任な状態で自衛隊をつくらうといふのは非常に隊員も不安だし、われわれもこんな問題をおろそかにしておつて、どういふことなものは相手にならぬと思ひます、いかがですか。

○増原政府委員 俘虜に關する條約はいさゝか交戦権といふ形で規定してゐるのではなくて、一定の武力抗争といひますが、そういう事態についてこの條約を適用するといふふうになつてゐるわけでありまして、自衛権の發動の際にも適用があるものと考へております。

○高瀬委員 このところは非常に問題であります。政府の答弁によると日本の自衛隊といふものは國際法の保護を受けないといさゝか軍隊であつて、問題にならぬ。政府がそういう見解をとつておれば、私どもはこの自衛隊法案の審議についてまたあらたまつた、違つて見解で審議せざるを得ないと思ひます。

そこで次に自衛隊の性格について伺ひますが、一体三党折衝でも、私は内容を知りませんが、巷間伝へるところによりますと、自由黨も自衛隊は軍隊であることを認めたと上立つて改進黨と折衝を始めたといふことを聞いておるのです。(だれに聞いたのだ)と呼

ぶ者あり)いや、巷間伝るところに
よれば……一体副総理はどう考えら
れるか、伺いたい。

○緒方国務大臣 そういうふうなこ
とは聞いておりません。

○高瀬委員 それでは伺いますが。政
府は現在でも自衛隊は軍隊と呼ばれて
もさしつかえがない。こういうことを
おっしゃっておりますが、そうではな
い。

○緒方国務大臣 軍隊という言葉は俗
語で、これはいろいろ解釈があると思
います。政府の解釈はおる軍隊
という意味ならばさしつかえない。

○高瀬委員 それは軍隊の性格を持
ておるということもこの間木村さんは
言っておりますが、それもさしつかえ
ありませんか。

○緒方国務大臣 軍隊の性格の分量で
ありますが、ある分量を持っておる
と思ひます。

○高瀬委員 これは非常に重大な問題
です。積極的に軍隊ということを受け
ようと、故意にしているとしかわれわ
れには考えられない。これは非常に重
大な問題であつて、たとえば直接侵略
を受けても、俘虜の待遇も受けなけれ
ば、虐殺されても、日本国は相手国に
一言の抗議もできない。これは政府の
解釈ではできない。非常に大問題で隊
員の士気にも関する問題であり、また
われわれは本格的な軍隊でも何でもな
いものに、アメリカのMSAの援助を
受けようなどと毛頭思つておらぬ。全
然そういう世界の国際法の保護も本質
的に受ける資格もない軍隊に対して、
何もMSAを受けようと思ふな
いし、また貴重な国民の血税もそんな
ものに使おうとは全然思つておらな

い。これに対して一体緒方副総理はど
ういうふうに考えておられますか。

○緒方国務大臣 MSAは、日本の防
衛力につきましてアメリカが援助をし
ようというもので、受けるので
ありまして、これが憲法上の軍隊であ
るか否かということは別でありま
す。

○高瀬委員 これは非常に重大な問題
であつて、そういうふうに政府がだ
らしない考えでこれをおやりになるの
であつたらば、われわれはこの審議
についてほんとうにまじめに考えざる
を得ないと思ふ。

それでは自衛隊と憲法の関係につ
いて伺いますが、これは本法案の審議上
最も重大な点だと思ふのです。先日本
村長官は、一体軍隊というものは何だ
というのを聞いたところ、今は
軍隊の性格があるけれども、軍隊では
ない。従つてほんとうの軍隊になるに
は戦力を具備しなければならぬ。い
ゆる他国を侵略する程度の戦力があ
れば、これは軍隊と言ふのだうけれど
も、そうでなければ軍隊ではないのだ
というところ、先日の本委員会におい
て多分中村高一君の質問について言
れたと思ふ。一体これはどういふ
にお考えになつておられますか伺いた
い。

○前田政府委員 ちよつと今のお話の
中で長官が戦力を備えなければ軍隊で
ないといふふうに述べられたようであ
りますが、私が今まで言つておしま
したのとは、そういうことを長官は言
れたことではないと思ひます。いわゆる
軍隊の定義によつては軍隊の性格を持
つておると言われてもさしつかえない
けれども、交戦権であるとか、あるい
はその他軍隊の属性がないから軍隊と

いふことはできない、こういうふう
に答弁をしております。

○高瀬委員 今までは木村さんは、自
衛隊は戦力に至らざるものである、こ
ういふことを言われた。従つてまた政
府も自衛隊を増強して行つて戦力にな
つたときには憲法を改正すると言われ
た、これは間違ひありませんか。いか
がですか。

○緒方国務大臣 政府がそれを戦力と
認めた場合にはそういういたします。

○高瀬委員 それでは一体政府の考え
でおられる戦力というものはどうい
うものでありますか、ひとつ伺いた
い。

○増原政府委員 戦力と申しますもの
は、いろいろ場合において総理やあ
るいは木村長官から申し述べられてお
りますが、そのときの国際情勢、国家
の地理的狀態その他いろいろものを
考え合せまして、近代戦を遂行し得る
総合的な力というふうに解釈をいたし
ております。

それからちよつとつけ加えさせてい
ただきますが、俘虜条約は適用がな
く、自衛隊はとつつかまつたら虐殺さ
れるのだとおつしやいました。た
びたび申し上げましたように、俘虜条約
は適用があるのであります。俘虜と
しての待遇の要求ができるものと考
へます。

○平井委員 先般外務大臣、木村保安
庁長官に質問をいたしました折に、や
はり憲法問題に触れたのであります。
ただいまの高瀬委員の質問も、要は日
本の自衛隊が非常にはばな立場であ
る、憲法を改正して軍隊にせぬかとい
う意味に私は解釈しておるわけであ
りますが、御承知のごとくMSAの援助
にいたしましても軍事援助で、しかし

軍隊は日本にはない。そこで特例で援
助しておるということ、木村長官は述
べたのであります。だれが見ましても
実は軍隊と言ひやうか言ひまいか、日本
国民全部がなか／＼むずかしい立場と
いうことは承知しておると思ふのであ
ります。従つて今日の自衛隊をほん
との筋金を入れた国防軍に仕立てて行
くのか、それとも今日世界で戦争をし
得る力のある国はソ連とアメリカの二
国しかない。ほかの国はばた／＼して
も戦争をする力はありません。そこで
日本国は独立国としての体裁で防衛力
をつくるのか、将来本気で日本を守
つて行くところの軍隊を仕立てるのか、
そうしなければ憲法を改正しなければ
ならぬのであります。しかしその時期も
もうだん／＼近づいておる。緒方副総
理は高瀬改進党議員の言うごとく、国
民の要望にこたえるならば、憲法を改
正する用意があるか。しかもその時期
は非常に切迫しておると私は考へてお
る。この点を明確にするならばたい
まのはばな質問は私は出ぬと思ひま
すが、これをほんとうにどういふ
に考へておるか、この点を伺ひます。

○緒方国務大臣 お答えいたします
が、国民の要望が憲法を改正すべしと
いう時期に達しましたならば憲法を改
正すべきであると思ひます。

○大久保委員 先ほどの増原次長の御
答弁に關してちよつと質問いたしま
す。私が先日国際交戦権について御質
問いたしましたときに、俘虜の待遇に
ついては要求はできない、待遇を期待
する、こういうような長官の御答弁が
あつたように私は記憶しております
が、ただいまは権利がある、要求でき
る、こういう御答弁でありました。い

ささか食い違つておるようでありま
す、間違ひはございませんか。

○増原政府委員 俘虜の取扱ひに關す
るジュネーヴ条約の加盟國に對して
は、要求ができます。日本も加盟國で
ございまして。加盟國でないところに對
しては条約上の權利としての要求はで
きませんが、おそらく國際慣例に從つ
てやはり要求をして、向うもこれに
應ずるといふことになるだらうといふ
うに解釈をいたします。

○高瀬委員 先ほど増原次長の説明に
よりまして、どうもジェット機を持
つたり原子爆弾を持つたり近代装備を持
つたりしていないのは戦力ではない、
こういうことなんです。この間木村さ
んは、一俣として他國を侵略する力、
こんなふうに行けば戦力だ、ところが
今度の自衛隊はジェット機も持つてお
りますよ。明らかにジェット機も持つ
ておるのだし、原子兵器も持つてお
るから、従つてそういうものを持つて
いるからこそ、秘密保護法だなんて
なものをおつくりになる。だからこれ
は結局戦力でなければ一体何ですか。

○増原政府委員 近代戦を遂行する
総合的な力といふことは概念がはつき
りしないといふ意味において、木村長
官はこれを裏の方から説明をされて
おる。それ／＼憲法第九條においてい
ゆる戦力を禁止した理由は、いやくも
攻撃の脅威になるとか、他國を侵略
するといふふうなおそれのあるもので
あつてはならぬから、そういう戦力を
禁止するといふことであるから、他國
を侵略し得るおそれのあるようなもの
であると戦力になるおそれがあるとい
ふふうに、裏を返した御説明があつた

のであります。

○高瀬委員 そうしますと、日本の自衛隊がそういうふうな状態になればそれは戦力ということになるわけですね。いかがですか。

○増原政府委員 他国を侵略し得るような力になりますと、これは戦力と解すべき疑いが大分出て参ります。

○高瀬委員 それは疑いでなくて、戦力となることは明らかだと思ふ。そこで伺いたいのは、将来二年か五年先に日本が憲法を改正するときは——結局今政府は改正しないで、将来改正するということになる、これは侵略国家になり、侵略軍備を持つということになつてしまふ。これは非常に重大な問題だと思ふのですが、いかがですか。

○増原政府委員 そういう趣旨は毛頭ございせん。憲法を持つております平和を確保するという思想に、政府としては何ら反対なり変更の意思はないのであります。そういう意味で、侵略戦争をなし得るようなものを持つてという意味で戦力というものを解釈いたしておるのは毛頭ございせん。

○高瀬委員 しかしながら、結果においてはそう相なる。これは非常に重大な問題だと私は思ふ。そこで憲法第九條は、真に自衛のためならは現行憲法のもとにおいて戦力を持つことを禁止していない、こういうふうにわが改進黨は解釈しております。従つて現行法のもとで戦力であるところの自衛隊を持てるといふ解釈をしておるのです。またもし、政府が自衛隊を持つていふことは憲法違反でないといふことを主張するためには、われ／＼の解釈に従うばかりではないのです。だからもしそれに反対ならば、憲法を政府は改正する

ほかはないでしょう。

○緒方國務大臣 違います。お答えしますが、政府としては、自衛の目的であつても戦力は持ち得ない。憲法第九條第二項の禁止は自衛の場合にも禁止されておると解釈しております。

○高瀬委員 もし政府がどうしてもわれ／＼の解釈に同調できないといふならば、政府は少くとも近い将来において憲法の改正を實行するといふことを国民の前に明らかにして、それまでの矛盾はしんぼうしてくれといふことを国民に頼まなければならぬ。一体この点はどうですか。

○緒方國務大臣 国民の要望で憲法を改正すべしといふことになれば、改正をいたします。

それから戦力の問題につきましては、これはすでに戦力の域に達しておるからと政府で判断をして、従つて憲法を改正しなければならぬという判断をいたしました場合には、政府は憲法改正の意思を持ちます。それを改正すべきであるかどうかといふことは、国会の意思、御決定にまつ、こういうこととであります。

○高瀬委員 これは大切なことです。少くともこういうような重大な問題について、政府が自分たちの考えは間違つておる。だから近い将来に必ず憲法を改正するから、しばらくの間この矛盾はがまんしてくれといふならば、私どもはこの法案の審議をまじめにやるけれども、こんなことがはつきりしておらないで、戦力といふものはだれがきめるのかわからない、憲法改正といふのは政府がやるのだから国民がやるのだから何がやるのかわからないで、うやむやのうちにこういう重要法案を

審議するといふことは非常にむづかしい。だからこの点はまことにわれ／＼のみならず各党とも、この二法案を審議して通過させるということについて、重大な難関があると思ふのです。だから政府は真にこの法案の通過をはかるうと思ふならば、やはり政府としては近い将来に憲法改正をする意思がある、その間の多少の矛盾はがまんしてくれと率直に言つたらどうですか。それを言う御意思はありませんか。

○緒方國務大臣 政府が防衛力を増強いたしまして、それが戦力に達した場合には憲法を改正するのだといふことは、たび／＼予算委員会その他の席におきまして総理大臣から明言しておるところでございまして、従いましてこの場合の御質問に対しまして、防衛力を増強しまして戦力に達したと政府が判断する場合に、憲法の改正を考へると思ひます。そのほかの場合におきまして、国民が憲法改正をすべしといふ、そういう民意が盛り上りました場合には改正をするわけでありませう。

○高瀬委員 そうするとやはり戦力といふことがどうしても問題になりまふ。戦力といふものは先ほど言つたように近代戦に耐え得るところの装備、たとえばジェット機、火炎放射器——火炎放射器は日本の自衛隊にある。それからジェット機もある、あるいは原子爆弾等もあるかも知れない。そういうことがあるのだから結局これは戦力なんだから、戦力という範圍が非常に問題になるわけでありませう。従つてこれらの問題について、どうしても政府が憲法改正に対する所見を明らかにしないでうやむやのうちにやつて、こういう法案を審議するといふことはと

ても改進黨としてもできませんから、これは政府としても一考していただきたい。ですから私もこの問題についてまだ質問はたくさんあります。MSAの問題その他たくさんありますから、いずれまた日をあらためて副総理に所見を伺うことにいたしまして、本日はこれでやめます。

午後三時十五分散会

昭和二十九年四月十三日印刷

昭和二十九年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局